

件名	地区	キーワード	内容	対応	担当部	担当課
給油行為の動作が自動作動であることの疑念	城北		丸亀市内のガソリンスタンドでも同じ様な「オートモード」による給油行為が常態化していますので、「突発的に」消防法検査を実施願います。 以下の22ガソリンのスタンドについて情報提供するので「確実に」消防当局が「率先して」検査を実行することを求めます。	以前から機会があるごとに立入検査を実施していましたが、今回ご指摘のあったセルフ給油所の「オートモード」による給油行為について、検査を行ない実態把握に努めたいと思います。また、違反の事実が確認できましたら、安全に給油作業ができるように改善指導を行なってまいりたいと思います。今後も定期的に立入検査を行ない、安全に給油作業ができていないか確認してまいりますので、今後とも予防行政にご協力をお願い致します。	消防本部	予防課
消防カード	市外		消防カードについて、お伺いしたいのですが、郵送による配付は行ってますか？	お問い合わせの消防カードですが、返信用封筒を同封していただければ郵送いたします。	消防本部	(消)総務課
マムシ	土器		自宅近くに出水があり、以前からそこにマムシがいたが、最近は排水溝や自宅敷地にまで出てくるようになった。注意することなどを教えてほしい。	今月号の市広報にマムシに咬まれたときの対処法を掲載しています。まずは救急車を呼び安静にしておくことが第一です。 氷などで冷やしたり、歩いたりしないように。 駆除を業者に依頼することもできます。 香川県ペストコントロール協会を案内した。	市長公室	秘書広報課
マムシ(広報)			8月号広報に「マムシにかまれたら」という記事があり、「傷口から毒を吸い出す」と書いてあったが、口腔内に傷があった場合などに感染症の危険もあることから、今ではしないほうが良いと思う。	健康課で確認すると、そのとおりであったので9月号広報に訂正記事を掲載することとした。	健康福祉部	健康課
丸亀市の自主防災組織	市外	防災	お忙しいところ失礼いたします。私は、明治大学政治経済学部経済学科の学生です。 この度、「消防本部非常備町村における、消防本部導入の阻害要因」というテーマのもと、卒業論文を執筆しております。 その仮説の一つとして、充実した自主消防組織を持つことから、導入する必要がないのではないかと考えました。データを発見することができなかつたため、是非下記の自主消防組織の現状について、お伺い致しく存じます。 記 一、貴市における自主防災組織活動カバー率 二、貴市における自主防災組織数の推移(2014～2017) 三、貴市の定義する自主防災組織において、女性(婦人)防火クラブ、少年消防クラブ、幼年消防クラブが含まれているか、否か ご多用のところ、洵に恐縮ではございますが、お手すきの時で結構ですので、ご回答いただけますと幸甚に存じます。何卒よろしくお願い致します。	下記のとおり回答します。よろしく申し上げます。 記 問1. 丸亀市における自主防災組織活動カバー率 答1-1. 婦人防火クラブを除く自主防災組織の活動カバー率:100% 補足:市内17地区全てにおいて結成済み 答1-2. 婦人防火クラブの活動カバー率:92.7% 補足:市内3地区で活動休止 問2. 丸亀市における自主防災組織数の推移(2014～2017) 答2. 18 補足:婦人防火クラブ結成は昭和28年。その他の自主防災組織の結成は平成14年～平成23年の間。 問3. 丸亀市の定義する自主防災組織とは(婦人防火クラブ等含むか否か) 答3. 含みます	消防本部	(消)総務課

件名	地区	キーワード	内容	対応	担当部	担当課
消防団協力金	城坤		消防団は自治会から協力金を納めさせ、それを団員の宴会代に使っている。そのようなことを市は認めているのか。	<p>相談者を訪問。以下の文面で各分団に指導することで納得いただいた。</p> <p>消防団と後援組織との協力体制のあり方について(お願い)</p> <p>現在、消防団活動に対して、後援会や自治会から補助を受けている分団もあるとお聞きしております。</p> <p>これらは、地域の住民や会社の善意の意思として行われているものであり、みだりに寄附を募ったり、集金を強制したりすることは、消防団活動に対して不信感を抱かせることにも繋がり兼ねません。</p> <p>そのようなことが無いよう、今後も引き続き、各団体組織との良好な協力体制の維持に努められますよう、お願い申し上げます。</p> <p>※、現在、市内分団では後援会がある分団、寄附を自治会で募っている分団がいくつかあるようである。全国的に消防団への寄附行為の違法性を問われる事案が多数発生しており、消防本部でも検討の必要性を感じている。</p>	消防本部	(消)総務課
丸亀市消防団規則の間違い改正	市外		貴市は、消防組織法第18条第3項が適用されています。この法に従って、規則第10条中の許可を命令に改正されたい。	<p>貴重なご指摘、ありがとうございます。より適正な規定に改正いたします。</p> <p>なお、3月の総務課長会議付議案件とする予定で準備中です。</p>	消防本部	(消)総務課